

## 12 第 64 条の 10《通算制度の取りやめ等》関係

### 【新設】（通算制度の取りやめの承認事由）

2-35 法第 64 条の 10 第 1 項《通算制度の取りやめ等》に規定する「やむを得ない事情があるとき」とは、例えば、通算制度の適用を継続することにより事務負担が著しく過重になると認められる場合をいうのであるから、単に税負担が軽減されることのみを理由として通算制度を適用しないこととする場合は、これに該当しないことに留意する。

### 【解説】

- 1 グループ通算制度の適用については、企業グループがいったんこれを選択した以上は原則として継続して適用されるべきものであることとされている。その一方で、通算法人は「やむを得ない事情」があるときは、国税庁長官の承認を受けてグループ通算制度の適用の取りやめができることとされている（法 64 の 10①）。
- 2 上記 1 冒頭で述べたグループ通算制度の趣旨を踏まえれば、この取りやめの規定の適用については限定的に解するのが相当であると考えられるところ、本通達においては、このグループ通算制度の取りやめの承認が認められる「やむを得ない事情」について例示により明らかにしている。

この「やむを得ない事情」の具体例として、グループ通算制度を適用した申告と適用しない申告とを比較して単に後者の方が税負担の軽減が見込まれることのみを理由としてその適用を取りやめることは認められないとする一方で、グループ通算制度の適用開始時には予見し得ない後発的な事情（例えば、通算法人数の急増等）により、グループ通算制度の適用を継続していくことが著しく事務負担が過重となるに至った結果、その適用が困難と認められる場合などを挙げている。
- 3 なお、本通達は、連結納税制度における取りやめの承認と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法第 4 条の 3《連結納税の承認の申請》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達 1-3-6《連結納税の取りやめの承認事由》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。